

平成23年度最高裁判所総合評価審査委員会（第3回）議事概要

開催日及び場所	平成23年9月30日（金）最高裁判所公平審理室
委員	委員長 深尾 精一（首都大学東京都市環境学部教授） 委員長代理 浦江 真人（東洋大学理工学部准教授） 委員 伊室 亜希子（明治学院大学法学部教授） 大村 信之（経理局営繕課首席技官） 河上 雅彦（同 次席技官）
委員からの意見・ 質問及びそれらに 対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 和歌山地家簡裁庁舎新営建築工事の総合評価について

(1) 入札参加者の状況について

18者から参加申請があり全者が参加資格有りと確認された旨説明。意見等なし。

(2) 技術提案等の評価結果について

評価項目(景観に配慮した外装材の仕上精度及び品質の向上に関する提案,②近隣及び来庁者等への,振動・騒音・防塵・安全対策等に関する提案)に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と,技術提案に基づく施工計画等の評価結果について説明。主な意見等は以下のとおり。

【事務局】

①について,カーテンウォールの映像調整をし易くするため,ガラス留め材の仕様を変更する提案が複数社から出されているが,ガラスの汚れ対策がとられているものを有効とした。

【委員】

変更した仕様が同じ物でも,汚れ対策がとられているかどうかで有効と有効でないものに区別しているということであるが,標準案のまま映像調整をし易くするという提案もあったのか。

【事務局】

そのような提案もあった。

【委員】

標準案では映像調整はファスナーのところでやることになっているのか。

【事務局】

そうである。

【委員】

映像調整する基準値はあるのか。

【事務局】

数値的な規定はない。

【委員】

お城側の見えている物が映り込む範囲内で,ビューポイントから見て綺麗に見えることが担保できているかということか。

【事務局】

そうである。今回は縦方向にルーバーも出しているため,一連の連続性という面ではそれほど厳密さを求めているわけではない。

【委員】

1枚ガラスに見えるようなカーテンウォールであれば連続性が重要であるが,今回の

ような場合は汚れが出てきてしまうのはかなり気をつけた方がよい。よって、事務局の判断でよろしいのではないか。

【事務局】

次も①について、外壁タイル及び石張りに関する提案が2社からあったが、提案項目では「熱線反射ガラス、ルーバー及びこれらを構成する部材で形成されている」と設定しており、当初想定していなかったものである。

【委員】

提案項目に外壁タイルも入っていたら他社からも提案があったのではないか。他社が外壁タイル等については問われていないと考え書かなかったとすると公平性が損なわれる。よって、有効としないことでよいのではないか。

今後の課題として、より分かりやすい提案の求め方をすることが重要であると思われる。

【事務局】

次に②について、良い提案ではあるが近隣等相手方の都合を確認しなければ実現出来ない可能性もあることから有効とは認めない提案があった。

【委員】

相手がある場合には提案として採用しないということではよいのではないか。

2 和歌山地家簡裁庁舎新営電気設備工事の総合評価について

(1) 入札参加者の状況について

5者から参加申請があり全者が参加資格有りと確認された旨説明。意見等なし。

(2) 技術提案等の評価結果について

評価項目（ 機器・機具類の取付・据付方法等の品質確保に係わる提案，②各施工段階における検査及び総合試運転計画についての具体的な提案）に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と、技術提案に基づく施工計画等の評価結果について説明。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

①について、取付ボルトの増締め確認方法に関する提案があるが、確認した際に動いたら元々からやり直しになるということか。

【事務局】

そうである。

【委員】

②について、電線・ケーブル接続のテープ巻きの検査方法についての提案があるが、検査した際に問題があった時の手順がはっきりしていないと思われるがどうか。

【事務局】

確かに不良箇所が出た場合の対処方法の記載がない。よって、有効とはしないことで

再検討したい。

【事務局】

①について、求めている提案は「機器・機具類の取付・据付方法等の品質管理」に関するものであるが、保守管理や遮音性向上が主となる提案があった。いずれも有意義な提案ではあるが、必ずしも求めている提案に則したものとは言い難いことから有効とはしていないがどうか。

【委員】

説明のとおりでよろしいのではないか。

3 和歌山地家簡裁庁舎新営機械設備工事の総合評価について

(1) 入札参加者の状況について

19者から参加申請があり全者が参加資格有り確認された旨説明。意見等なし。

(2) 技術提案等の評価結果について

評価項目（ 機器，ダクト及び配管の耐震性向上に関する提案，②総合試運転調整及び測定までを適切，かつ，効率的に実施するための具体的な提案）に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と，技術提案に基づく施工計画等の評価結果について説明。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

①について、屋上配管の転倒防止として、架台の固定方法についての提案が4社からあるが、屋上防水とは取り合わないところで固定するということが。

【事務局】

そうである。

【委員】

躯体内に漏水する危険性が出てくるので、業者間で十分調整してやってもらわないといけないと思う。

提案者によって提案の仕方が異なるが、内容的には一緒ということではよいのではないか。

次も①について、天井内の配管を迂回させることにより漏水対策を行うという提案があるが有効ではないのか。

【事務局】

迂回することによって耐震性能がアップするわけではない。また、迂回するかどうかは設計に関わることであるが、この場合は設計段階ではこのように判断したものである。

【委員】

発注者側としても考えたものであり、迂回することにより漏水の危険性が増すこともあることや、設計内容が変わってしまうことから有効にはしないと判断したということか。

【事務局】

そうである。

【事務局】

①について、機材等のユニット化及びプレハブ化に関する提案があったが、これによりどのように耐震性能が向上するかは不明であるが、工場製作品であることから検査の実施等品質は確保されるため、地震時の漏水防止の観点から有効な提案としたがどうか。

【委員】

確実に品質が向上するので、耐震性の向上としても有効ということではよいのではない。ただ、将来の部品交換とか保守点検に十分配慮したユニット化等を行うよう指示していただきたい。

【事務局】

次も①について、ファンコイルへの接続配管の材料を変えて耐震性能の向上を図るという提案があった。しかし、耐震性能向上というよりも取付作業が合理化できることにメリットがある提案であると考えられることや、標準仕様書でも使用可能な材料とされているものであることから標準案と同程度と判断したがよろしいか。

【委員】

よろしいのではないか。

【事務局】

次に②について、プレハブ化・ユニット化することによって工期短縮・作業効率の向上を図るという提案があった。しかし、工期短縮は建築工事及び電気設備工事の進捗状況に影響を受けること等、「試運転調整や測定までを適切かつ効率的に実施するための提案」であるとした場合の効果の検証が難しいことから有効ではないとしたがよろしいか。

【委員】

プレハブ化・ユニット化することによって工期短縮・作業効率向上のメリットはあると思われるが、総合試運転調整の項目ではないので有効としないことでよいのではないか。

4 その他

- (1) 和歌山地家簡裁庁舎新営工事の発注スケジュールについて説明。意見等なし。